大阪府石油コンビナート等防災本部運営要綱 新旧対照表

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年10月22日大阪府条 例第85号)第8条に基づき、大阪府石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

現行要綱

(会議)

- 第2条 防災本部の会議(以下「会議」という。) は本部長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(災害対策本部等)

- 第3条 大規模な災害が発生した場合、防災本部の円滑な運営を図るために、防災本部に各防災体 制に応じ、大阪府石油コンビナート指令部、同警戒本部、同災害対策本部(以下「災害対策本部 等」という。)を設置するものとする。
- 2 災害対策本部等は、原則として府庁新別館北館1階に設置する。
- する。

(応援職員)

第4条 本部長は、本部の所掌事務の遂行にあたって、関係機関の応援を要請することができる。

(現地本部)

- 第5条 災害の規模・態様により総合的な防災活動を実施する必要のあるときは、本部長は、石油 コンビナート等現地本部を設置するものとする。
- 2 現地本部長は、災害発生の市町長又は主たる防災活動が海上である場合は、大阪海上保安監部 長(関西国際空港地区(周辺地域)にあっては、関西空港海上保安航空基地長)をもって充てる。
- 3 現地本部員は、災害現場において、防災活動を行う機関及び特定事業所の本部員をもって充て る。

(専決処分)

- 第6条 本部長は、緊急を要した会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は、やむを得ない 事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、防災本部の所 掌事務について専決処分を行うことができる。
- 2 本部長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、次の会議に報告し、その承認を求めな ければならない。

改正案

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年10月22日大阪府条 例第85号)第8条に基づき、大阪府石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

- 第2条 防災本部の会議(以下「会議」という。) は本部長が招集し、議長となる。
- 2 本部員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員に委任し、 その者を会議に出席させることができる。
- 3 会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(災害対策本部等)

- 第3条 大規模な災害が発生した場合、防災本部の円滑な運営を図るために、防災本部に各防災体 制に応じ、大阪府石油コンビナート指令部、同警戒本部、同災害対策本部(以下「災害対策本部 等」という。)を設置するものとする。
- 2 災害対策本部等は、原則として府庁新別館北館1階に設置する。
- 3 災害対策本部等を設置したときは、指令部長又は本部長は必要に応じ指令部員又は<mark>本部員</mark>を招集│3 災害対策本部等を設置したときは、指令部長又は本部長は必要に応じ指令部員又は<mark>本部員及び関</mark> 係者を招集する。

(応援職員)

第4条 本部長は、本部の所掌事務の遂行にあたって、関係機関の応援を要請することができる。

(現地本部)

- 第5条 災害の規模・態様により総合的な防災活動を実施する必要のあるときは、本部長は、石油 コンビナート等現地本部を設置するものとする。
- 2 現地本部長は、災害発生の市町長又は主たる防災活動が海上である場合は、大阪海上保安監部 長(関西国際空港地区(周辺地域)にあっては、関西空港海上保安航空基地長)をもって充てる。
- 3 現地本部員は、災害現場において、防災活動を行う機関及び特定事業所の本部員又は本部員の 指名する者をもって充てる。

(専決処分)

- 第6条 本部長は、緊急を要した会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は、やむを得ない 事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、防災本部の所 掌事務について専決処分を行うことができる。
- 2 本部長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、次の会議に報告し、その承認を求めな ければならない。

現行要綱	改正案
(部会)	(部会)
第7条 防災本部に部会を置き、部会長が招集し議長となる。	第7条 防災本部に部会を置き、部会長が招集し議長となる。
2 部会長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。	2 部会長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。
3 部会長は、部会において調査し、又は審議した事項を本部長に報告しなければならない。	3 部会長は、部会において調査し、又は審議した事項を本部長に報告しなければならない。
(幹事会)	(幹事会)
第8条 防災本部の幹事をもって幹事会を組織する。	第8条 防災本部の幹事をもって幹事会を組織する。
2 幹事会は、本部長が招集する。	2 幹事会は、本部長が招集する。
3 幹事のうち若干名を常任幹事とし、本部長が指名する。	3 幹事のうち若干名を常任幹事とし、本部長が指名する。
(庶務)	(庶務)
第9条 防災本部の庶務は、大阪府危機管理室消防保安課において行う。	第9条 防災本部の庶務は、大阪府危機管理室消防保安課において行う。
第10条 この要綱に定めるもののほか防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部	
諮って定める。	諮って定める。
(附則)	(附則)
1 この要綱は、昭和51年11月29日から施行する。	1 この要綱は、昭和51年11月29日から施行する。
2 この要綱は、昭和62年11月30日から施行する。	2 この要綱は、昭和62年11月30日から施行する。
3 この要綱は、平成3年3月8日から施行する。	3 この要綱は、平成3年3月8日から施行する。
4 この要綱は、平成9年5月7日から施行する。	4 この要綱は、平成9年5月7日から施行する。
5 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。	5 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。
6 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。	6 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
7 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。	7 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
8 この要綱は、平成24年6月28日から施行する。	8 この要綱は、平成24年6月28日から施行する。
9 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。	9 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
10 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。	10 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
11 この要綱は、平成29年3月28日から施行する。	11 この要綱は、平成29年3月28日から施行する。
	12 この要綱は、平成30年1月29日から施行する。